

<一般委託>

有馬線大型仕切弁点検業務委託 仕様書

有馬線大型仕切弁点検業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	本業務は、有馬線に設置されている大型仕切弁の機能維持を目的として、点検整備するものである。
2	履行期間	契約の日から令和5年12月28日
3	施行場所	海老名市中河内1767番地ほか1か所
4	業務内容	特記仕様書のとおり
5	特記事項	特記仕様書のとおり
6	関係法規	特記仕様書のとおり
7	資格要件	本業務の履行については、下記の資格を有すること。 ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市上下水道局 技術部 浄水課 有馬浄水場 西井貴寿 電話番号 046-238-1915

<指示又は希望事項>

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
---	---

「有馬線大型仕切弁点検業務委託」特記仕様書

1 適用

本仕様書は、「有馬線大型仕切弁点検業務委託」(以下、本業務という。)に適用する。

2 目的

本業務は、有馬線に設置されている大型仕切弁の機能維持を目的とし、点検整備するものである。

3 法令の遵守

受託者は、上下水道局契約規程の他、関連する法令等を遵守すること。

4 施行場所

	施設名称	施行場所	口径	種別等	弁室
1	浄水場構内本管弁	海老名市 中河内 1767 番地	1000	バタフライ弁	RC 造
2	引地川本管弁	藤沢市 亀井野 866 番地先	1000	横型仕切弁	RC 造

5 点検整備内容

(1) 弁蓋の状態確認

弁蓋の種類、設置状況、ボルトの状況を確認する。

(2) 弁室の状態確認

弁室内の水溜まりの状況、コンクリートのひび割れの状況、梯子の状況を確認する。

(3) 漏水の確認

フランジ接合部、配水管直管部の漏水の有無を確認する。

(4) バルブの作動確認

バルブの開閉操作を正常に行える状態か確認する。

(5) ギヤ及び開度計の状態確認

物理的破損箇所の有無を確認する。なお、仕切弁に副弁が設置されている場合、正常に動作するか上記(1)から(5)について同様に点検する

(6) 弁室の清掃

(7) 弁室内の水替え及び泥等の除去、清掃

(8) 弁蓋ボルトの清掃及び交換

ボルト部に腐食箇所が認められた場合、交換を行う

(9) ギヤ部のグリスアップ

(10) 弁本体の清掃及び塗装

塗料はエポキシ樹脂塗料を使用するが、詳細は監督員と協議し承諾を得ること。

6 業務の範囲と責任等

- (1) 本業務においては、そのすべてを受託者の責任で施行すること。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項であっても、業務上必要なものは監督員と協議のうえ、その指示に従い施行しなければならない。

7 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

8 業務従事者

- (1) 受託者は、有能かつ経験豊富な総括責任者を配置し、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (2) 受託者は、業務を適切に進捗させるため、十分な数の熟練した専門の業務従事者を配置しなければならない。

9 成果品の検査

- (1) 受託者は、成果品について社内検査後、監督員の審査及び検査員の検査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査及び検査において、修正を指示された場合は、直ちに修正しなければならない。
- (3) 業務完了後においても、受託者の責に伴う業務の瑕疵があった場合、受託者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

10 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない場合は、委託者と受託者の両方で協議の上、これを定める。

11 打ち合わせ

- (1) 業務の実施にあたり、受託者は監督員と密接に連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、打ち合わせた内容は相互で確認しなければならない。
- (2) 業務着手時及び業務の主要な区切りにおいて、受託者は必要に応じて打ち合わせを行うこととし、その結果を相互で確認しなければならない。

12 業務計画書

- (1) 受託者は、業務計画書を作成し、委託者に提出しなければならない。
- (2) 労働安全衛生法第 14 条に基づく酸素欠乏危険作業主任者を選任し、監督員に事前に届けること。

- (3) 受託者は、業務計画書の内容を変更する場合は理由を明確にし、その都度局に変更業務計画書を提出しなければならない。
- (4) 委託者が指示した事項については、受託者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

13 安全管理

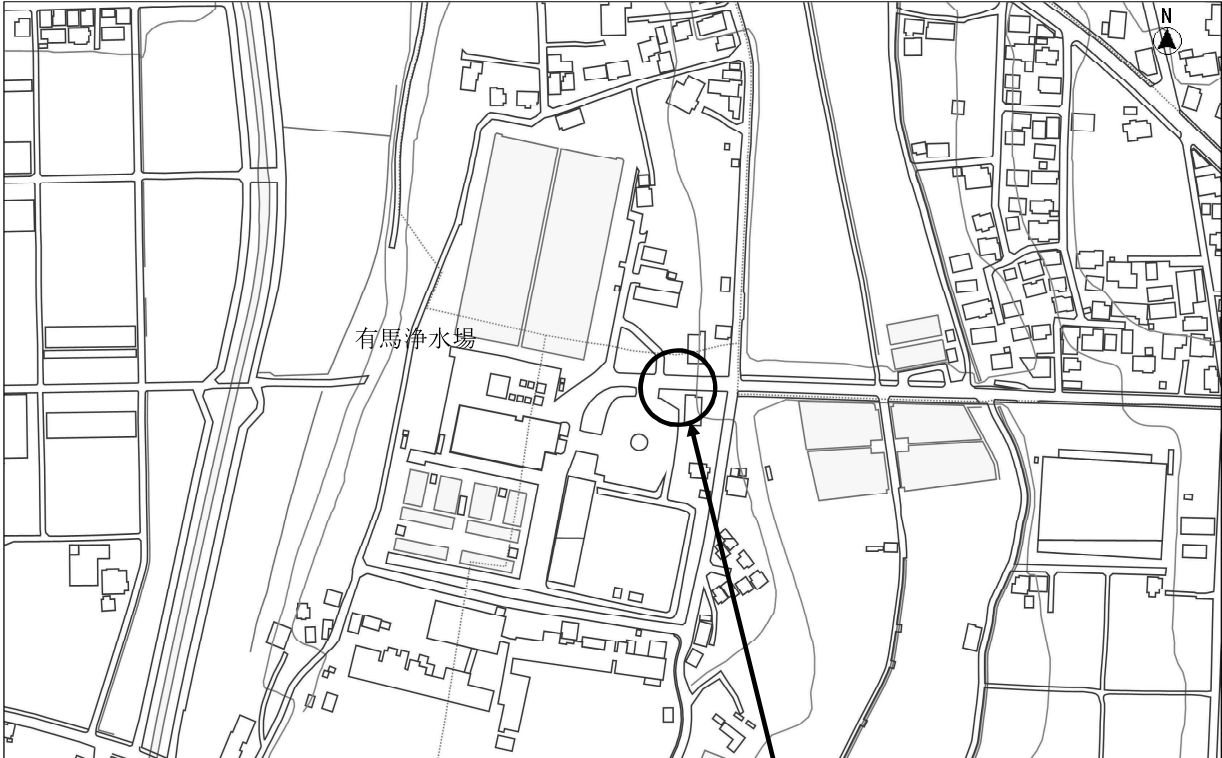
- (1) 作業を実施するにあたり、安全管理に必要な措置を講じ、労働災害の発生の防止に務めること。
- (2) 弁室内で作業を行うときは、酸素欠乏症等の危険性があるため、酸素濃度の測定及び換気等の安全対策を取り十分に注意すること。
- (3) 作業箇所において安全面を考慮し、必要に応じて交通誘導員を配置すること。

14 成果品

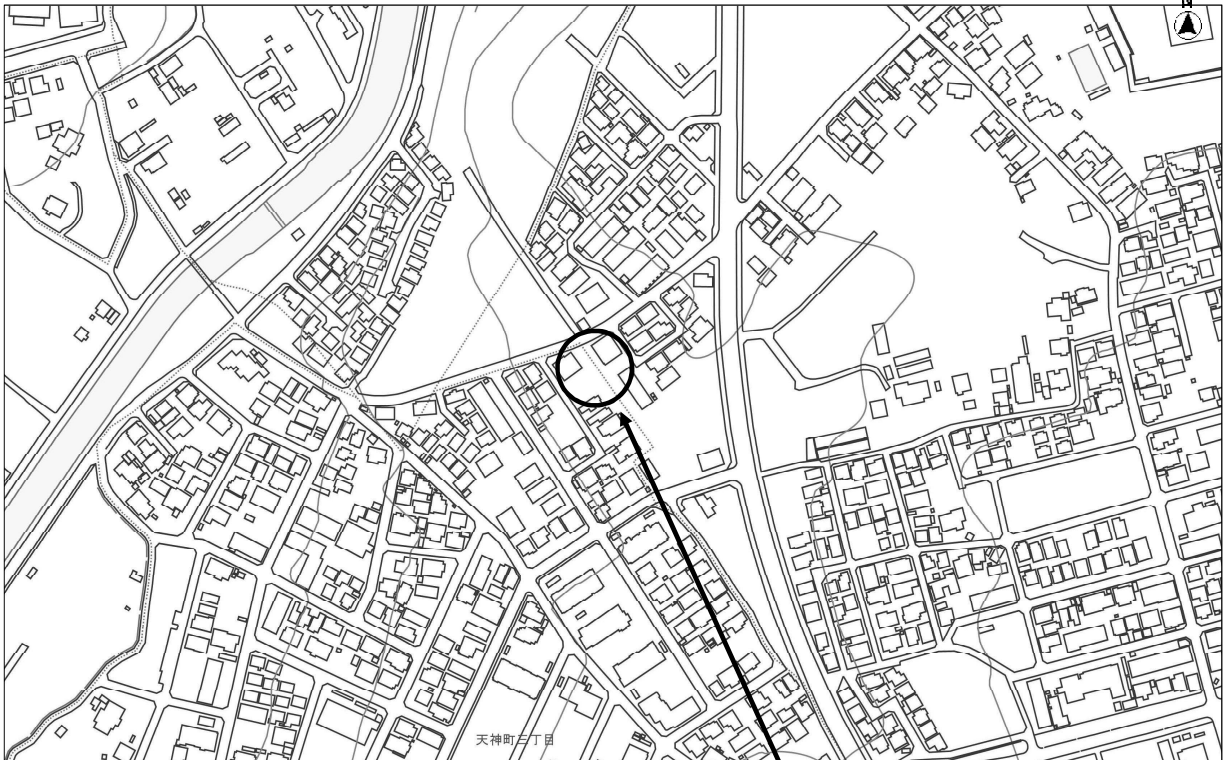
本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 作業日報 1部
- (2) 状況写真 1部
- (3) 写真データ 1式 (JPEG 形式・記録媒体 DVD 等)
- (4) 作業結果報告書 1式 (A 4 ファイル綴り及び記録媒体 DVD 等)

位置図



浄水場構内本管弁
海老名市中河内1767番地



引地川本管弁
藤沢市亀井野866番地先

工事名、工事場所等を追記して掲載しています
基礎地図：この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。
(承認番号：各元情報、第717号)

業務名 有馬線大型仕切弁点検業務委託
施行場所 海老名市中河内1767番地ほか1か所